

文化振興基本計画

令和5年度（2023 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

＜改訂素案（第2回目審議会用）＞

横須賀市

はじめに

(素案)

私たちの横須賀は、三方に海を望み、縁豊かな自然に恵まれ、先人たちは、この風土の中で日々の生活を営んできました。神話の時代の日本武尊と弟橘媛命の伝承が残るここ横須賀は、中世には三浦一族が活躍し、近代文明の幕開けとなったペリー提督の浦賀来航や、本市発展の礎となった横須賀製鉄所の開設でも知られています。

このような風土と歴史に育まれた横須賀の文化は、現在の横須賀に生きる私たちにも深く根付いています。

私はかねてより、文化は、心のビタミンとして、人が人として生きるために必要不可欠なものであり、生活に潤いをもたらし、人の心を豊かにする力があると思っています。

横須賀市では、平成19年4月に「文化振興条例」の全面的な改正、平成20年3月及び平成26年3月に文化に関する基本計画である「文化振興基本計画」の2回の策定を経て、令和3年度の計画期間の満了に伴う次期計画策定を新型コロナウイルス感染症拡大の影響で1年延長し、このたび、改めて全面的な改訂を行いました。

計画の改訂に際しては、『心豊かで潤いと活力のある横須賀』を目指す「文化振興条例」の理念と、新たな基本構想・基本計画にしたがい、文化活動支援や次世代への継承などが中心だったこれまでの計画に加えて、音楽やエンターテイメントといった大きな要素を融合させ、新たな計画をどなたでも分かりやすく策定したものとなっています。

今後も、この計画に掲げたさまざまな施策に取り組み、文化活動の主役である市民の皆さんと共に、文化の振興を推進してまいります。

令和5年（2023年）3月

横須賀市長 上地 克明

目 次

第1章 計画の策定にあたって ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 1

- 1 計画策定の目的 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 2
- 2 計画期間・進行管理 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 4
- 3 計画策定のプロセス ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 5

第2章 文化振興施策 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 7

- 1 文化の振興を取り巻く状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 8
- 2 文化の振興の重点項目 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 13
- 3 文化振興施策体系 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 15
- 4 文化の振興の指標 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 第1回別紙1

参 考 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 検討中

施策体系別おもな取り組み一覧

資 料 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 別紙2

- 1 策定の歩み
- 2 文化振興条例
- 3 文化芸術基本法

— 第1章 —

計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

2 計画期間・進行管理

3 計画策定のプロセス

第1章-1 計画策定の目的

■ 文化振興条例の前文

昭和 57 年に「文化の元年」を宣言した本市は、昭和 60 年には全国に先駆けて文化振興条例（昭和 60 年横須賀市条例第 26 号）を制定し、文化の振興に取り組んできました。

また、文化芸術基本法^{※1}（平成 13 年法律第 148 号）が制定されたことなどを踏まえ、平成 19 年 4 月に文化振興条例（以下、「条例」といいます。）を改正し、条例の理念を具現化するため、条例第 4 条第 2 項に基づき、平成 20 年 3 月に「文化振興基本計画」を策定し、都度改訂して実施してきました。

この計画の骨子は、条例の前文に記されています。

「わたしたちの横須賀は、三方に豊かな海が広がり、縁豊かで景勝に優れ、この中で先人たちは、旧石器時代の昔からこんにちまで平和で安全な、より良い暮らしを求めて努力してきました。

また、鎌倉幕府の創設に貢献した三浦一族の活躍、近代文明の幕開けとなったペリーの浦賀来航、さらに近代工業発展の礎となった横須賀製鉄所の開設に始まるわが国有数の海軍のまちとしての発展など、横須賀は、いく多の場面で時代の先駆けの舞台となるとともに、人々はこんにちまで日々の生活でのさまざまな困難を乗り越えてきました。

こうした歴史と伝統は、豊かな文化を築く風土としての役割を果たし、地域に活力を生み、新たな文化を創造し、継承していく精神のよりどころとなっています。

文化は、生活に心の豊かさや潤いをもたらすとともに、市民相互の理解と信頼を深め、活力ある地域社会の実現にかけがえのないものです。

文化が創造され、享受できる環境が整えられるとともに、市民一人ひとりが文化の担い手として、主体的にその役割を果たすことが求められています。

横須賀に住む人、横須賀で活動する人と団体や事業者、横須賀を訪れる人、こうしたすべての市民の手によって、これまで培われてきた文化的土壤に、新たに文化の種がまかれ、育てられ、その果実が次世代に受け継がれていかなければなりません。（以下略）」

■ 文化の振興に向けた新たな計画

令和 4 年度から実施している新たな横須賀基本構想・基本計画（YOKOSUKA ビジョン 2030）^{※2}の分野別計画として、新たな文化施策や様々な変化を加味して取り組んでいきます。

※1 文化芸術基本法（旧：文化芸術振興基本法）

平成 13 年に制定された際、日本の法律としてはじめて「文化芸術を創造し、享受することが人々のうまれながらの権利」であることや文化権が明文化され、平成 29 年 6 月の改正時には、地方での文化芸術推進における基本計画策定の努力義務が規定されています。

※2 横須賀基本構想・基本計画（YOKOSUKA ビジョン 2030）

以前まで「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成していましたが、よりシンプルで分かりやすい計画にするために「基本構想」と「基本計画」を一体にして、2層構成となりました。市全体の未来像を「変化を力に進むまち。横須賀市」とし、それに基づいた 10 の分野別未来像、分野ごとの政策の方針、市政運営の基本姿勢を示し、すべての政策の基礎となっています（令和 4 年 3 月 24 日議決）。

- | | |
|--------|---|
| 分野別未来像 | 01 福祉_誰もが自分らしく幸せに生きられるまち
02 子育て・教育_いくつになっても育てあうまち
03 健康・医療_健康がすぐそばにあるまち
04 コミュニティ_多様な力でつくるまち
05 防災・安全_つながりと備えが安心を生むまち
06 都市基盤・まちづくり_誰もが暮らしを愛せるまち
07 産業振興_失敗を恐れない挑戦者を応援するまち
08 観光・文化_ワクワクがあふれ出すまち
09 海洋_可能性に満ちた海を活用するまち
10 環境_「自分ごと」の意識が未来を守るまち |
|--------|---|

第1章-2 計画期間・進行管理

(1) 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和11年度(2029年度)までの7年間とします。

■ 計画期間を7年とするのは

文化は、世代を超えて受け継がれていくものです。

そのため、長期的視点に立ち、文化芸術の振興を推進していかなければなりません。

また同時に、市の基本構想・基本計画との整合性を図る必要もあることから、YOKOSUKA ビジョン 2030 の最終年度に合わせた計画期間とします。

(2) 計画の進行管理

■ 進行管理に当たっては

進行管理においては、文化行政推進会議^{※3}の専門分科会（文化振興基本計画推進専門分科会）で、主要施策の取り組み状況について、毎年度、実績と予定を確認するとともに、様々な取り組みを連携させることや、今後どのような取り組みを行っていくべきかなどについても検討し、文化振興審議会^{※4}等に報告していきます。

※3 文化行政推進会議

文化行政推進会議設置規程で設置される横須賀市の府内組織で、文化行政の総合的な企画、調整及び推進を行う。

※4 文化振興審議会

文化の振興の基本的事項に関し、市長の諮問に応するため、地方自治法第 138 条の4第3項により、横須賀市文化振興条例第 13 条に基づき、附属機関として設置している。

第1章-3 計画策定のプロセス

府内に設けた「文化振興基本計画推進専門分科会」での検討や、全部局を対象とした意見照会、「文化振興審議会」への諮問及びパブリック・コメント手続などを踏まえ、計画を策定しました。

(1) 文化振興基本計画推進専門分科会

「文化行政推進会議」の専門分科会である「文化振興基本計画推進専門分科会」で、文化振興施策を先導的に推進していく関係各課により、計画改訂の具体的な内容を検討しました。

【開催回数 3回】

(2) 文化振興審議会

文化振興条例の規定に基づき設置している審議会において、計画の改訂に際し、有識者の立場から広くご審議をいただきました。

また、市長から文化振興基本計画改訂についての諮問を受けて、審議を行い、答申をしました。

【開催回数 3回】

(3) パブリック・コメント手続の実施

日頃さまざまな文化活動をされている方々を含め、広く市民の皆さんのご意見をいただくため、文化振興基本計画改訂素案に対するパブリック・コメント手続きを実施しました。

【提出意見 ●件】

— 第2章 —

文化振興施策

1 文化的振興を取り巻く状況

2 文化的振興の重点項目

3 文化振興施策体系

4 文化的振興の指標

第2章-1 文化の振興を取り巻く状況

本市が文化振興条例を改正した平成19年や、前回改訂した文化振興基本計画がスタートした平成26年と比較すると、文化の振興を取り巻く社会状況は変化し続けています。

計画の策定に際しては、これらを踏まえて検討を行いました。

(1) 取り巻く状況の変化

① 少子化、高齢化

少子化は…

本市における0歳から14歳の年少人口は、平成19年には約5万5千人、総人口の約12.8%でしたが、平成26年には約4万9千人、総人口の約11.9%に減少しています。この傾向はさらに続き、本計画終了後の年度の令和12年には約3万4千人と3万人台に入り、総人口に占める割合も9.6%程度に減少すると予測しています。

子どもたちは、次世代の文化の担い手です。その子どもたちの数が減少していることは、文化の振興にとっては大きな課題です。子どもたちが、これまでよりも、さらに文化に目を向けるよう働き掛けをしていく必要があります。

高齢化は…

本市における65歳以上の高齢人口も、平成19年には約9万7千人、総人口の約22.6%でしたが、平成26年には約11万9千人と10万人を超える、総人口の約28.4%に増加しています。令和4年には約12万6千人となりますが、将来的には、令和12年に約11万8千人と高齢者人口そのものは減じていくものの、総人口も減じていることから、総人口に占める割合が33.6%と、割合は増加していくと予測しています。

高齢者の方々は、これまででも、文化の担い手として大きな役割を果たしてこられました。今後も、豊かな知識や経験を、さらに文化の振興に活かしていただくために、文化に関する情報や文化活動の機会などを充実させ、より文化に関心を向けていただけるように取り組んでいく必要があります。また、心身ともに健康を保ち、生涯現役として生活を送ることができるよう、文化芸術活動に取り組むことができる環境を整える必要があります。

② 人口の減少

全国的な人口減少の中で、本市でも平成19年に約42.9万人であった人口は、減少が続いており、令和12年には35万人程度になると予測しています。

このように、人口が減少すると予想される状況下で、都市活力を維持していくため、定住人口増加の方策をさぐるとともに、仕事や勉学、観光、買い物など、様々な目的で市外から訪れる交流人口の増加を図っていくことが求められており、文化の振興もその一翼を担っています。

【表1】年齢3区分別人口 (単位:人)

	平成 19 年	平成 26 年	令和 4 年	令和 12 年
	10月1日現在 住民基本台帳人口	10月1日現在 住民基本台帳人口	4月1日現在 住民基本台帳人口	都市戦略課作成 将来推計人口 (令和4年1月推計)
総人口	429,404	418,783	389,993	351,898
年少人口 (0~14 歳)	54,965	49,678	40,317	33,673
	12.8%	11.9%	10.3%	9.6%
生産年齢人口 (15~64 歳)	277,305	250,072	223,754	199,868
	64.6%	59.7%	57.4%	56.8%
高齢人口 (65 歳以上)	97,134	119,033	125,922	118,358
	22.6%	28.4%	32.3%	33.6%

※構成率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100%とならない場合があります。

(出典：住民基本台帳及び見える化システム)

③ 文化活動の場の必要性

文化活動の場については従来より、横須賀芸術劇場や横須賀美術館などの公共施設のほか、平成 29 年度からは、音楽・スポーツ・エンターテイメント構想に基づいて猿島など地域資源なども活用して活動の場を広げ、芸術活動を通じた様々な地域交流により、魅力ある谷戸地域のコミュニティ形成を目指す創出などについても取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、ICT の利用が広がり、オンラインによる楽しみ方など、文化の捉え方が変わってきてることもあり、伝統的な取り組みとともに、時代の変化に合わせた対応についても必要だと考えます。

【表2】平成 19 年以降に竣工した公共施設の主なもの

横須賀美術館	平成 19 年
よこすか近代遺産ミュージアム ティボディ工邸	令和 3 年



ティボディ工邸

④ 文化芸術の持つ力が再認識されています。

文化芸術は、人々を元気にする力を持っています。

東日本大震災直後から文化芸術活動によるチャリティーの催しなどが数多く実施され、それらを通じて、生きる力と勇気、希望がもたらされました。また、コロナ禍においても、このような未曾有の困難と不安の中、安らぎや希望などを与えてくれたものの1つが文化芸術であったと考えられます。これらを契機に、文化芸術の持つ力が再認識されています。

(2) 文化に関する市民の皆さんの意識

① 横須賀市民アンケートについて

ア 横須賀市民アンケートの実施概要（経営企画部都市戦略課で実施）

市民の生活意識や本市の取り組みに対する実感を把握し、今後の市政運営や政策立案の基礎資料として活用するため、市民の皆さんにアンケート調査を実施し、その中で芸術・文化への関わりや取り組みへの考え方について伺いました。

令和2年度総合計画市民アンケート

時 期：令和3年1月

対 象：15歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

方 法：対象者に調査票を郵送配布し、回答は郵送とインターネットのいずれか選択
回収率：53.4%（回収数 1,603 件 うちインターネット回答 380 件（23.7%））

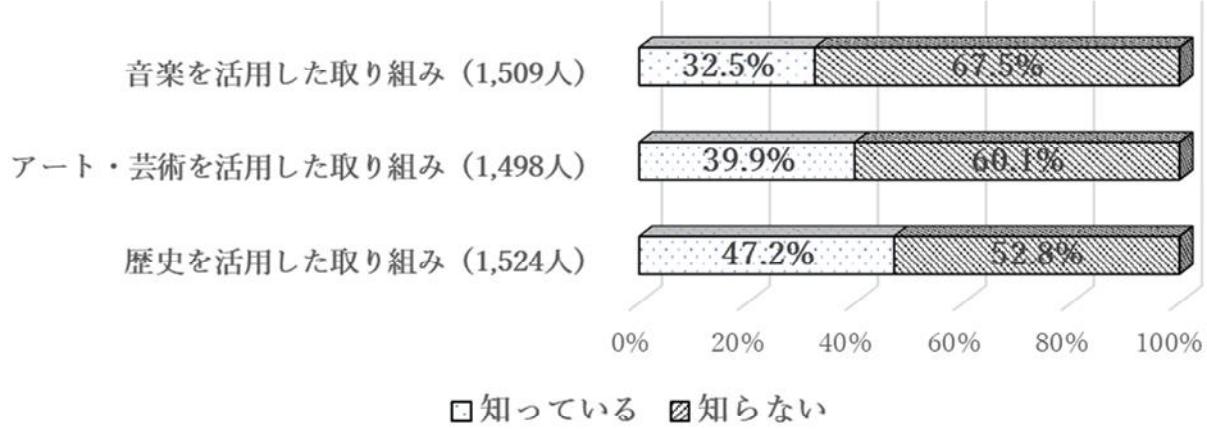
イ 結果の概要

・『音楽、アート・芸術、歴史を活用したそれぞれの取り組み』の認知度について

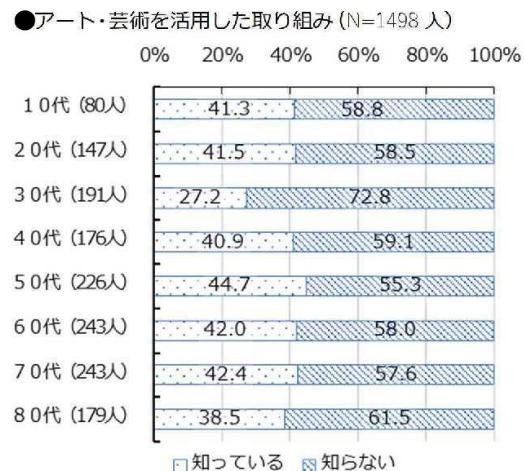
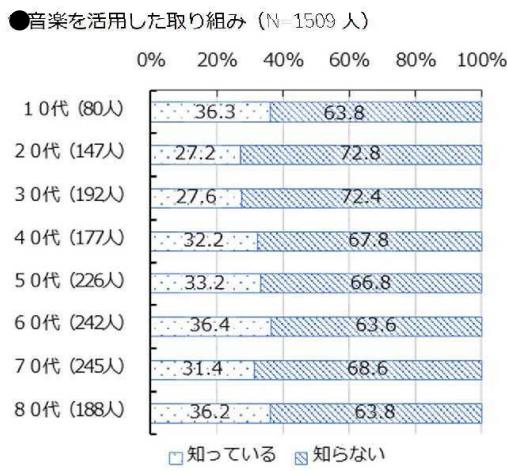
『歴史を活用した取り組み』の認知度が約5割で最も高く、それ以外の認知度も4割近い結果となりました。

年代別では、いずれも『歴史を活用した取り組み』の認知度が高く、ペリー上陸の地、開国の地である歴史的背景、近代日本の先駆けとなった歴史を生かした取り組み、特に市内全体をミュージアムとしてとらえた「ルートミュージアム」の取り組みなどが、認知度向上に大きく作用していると推察されます。

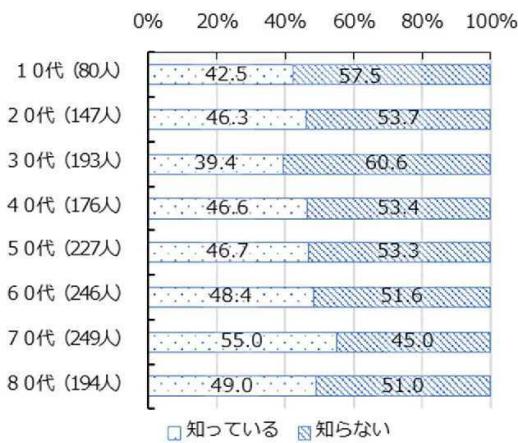
取り組みの認知度



年代別で見たそれぞれの取り組みの認知度の割合は次のとおりとなりました。



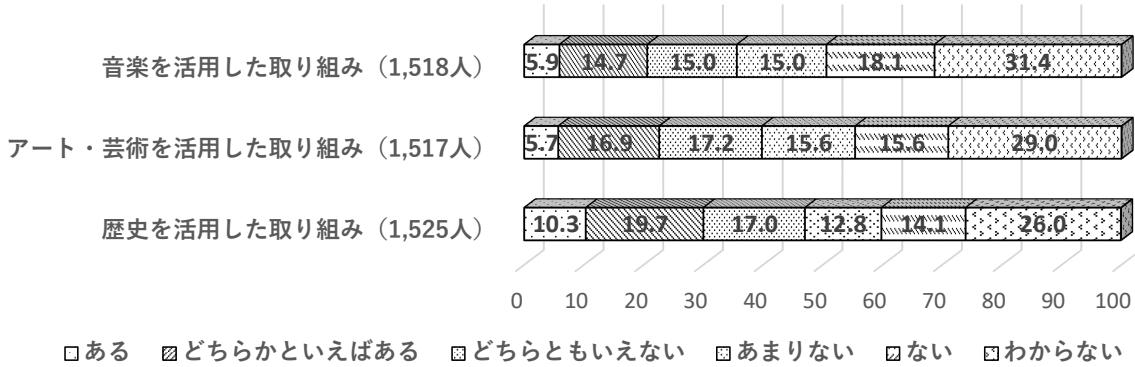
●歴史を活用した取り組み (N=1524人)



・進んでいる実感のある取り組みについて

『歴史を活用した取り組み』については、3割近くが『実感がある』を選択した一方で、どの取り組みについても3割前後が「わからない」を選択していました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、関係する様々なイベントや活動が中止となり、市民への十分な発信ができなかつことが影響していると推察されます。

進んでいる実感のある取り組み



第2章-2 文化の振興の重点項目

本市の文化振興の目指すところは、文化振興条例に掲げた目的である「心豊かで潤いと活力のある横須賀」や、YOKOSUKAビジョン2030の観光・文化分野における政策方針「ワクワクがあふれ出すまち」について文化の側面で実現することです。

文化振興基本計画では、この実現に向けて、YOKOSUKAビジョン2030の分野別計画として、新たな文化施策などを加味しながら、次の3つに重点を置き、文化の振興に取り組んでいきます。

その1 はぐくむ ~文化の担い手の育成と支援~

文化・芸術に触れる機会の充実と文化活動の支援を図り、文化による潤いを感じることを目指します。また、未来を担う子どもたちが多彩な文化・芸術に触れ、心が豊かになるような育成を目指します。

その2 つたえる ~文化の次世代への継承~

文化の振興を図っていく上では、文化を引き継いでいかなければなりません。

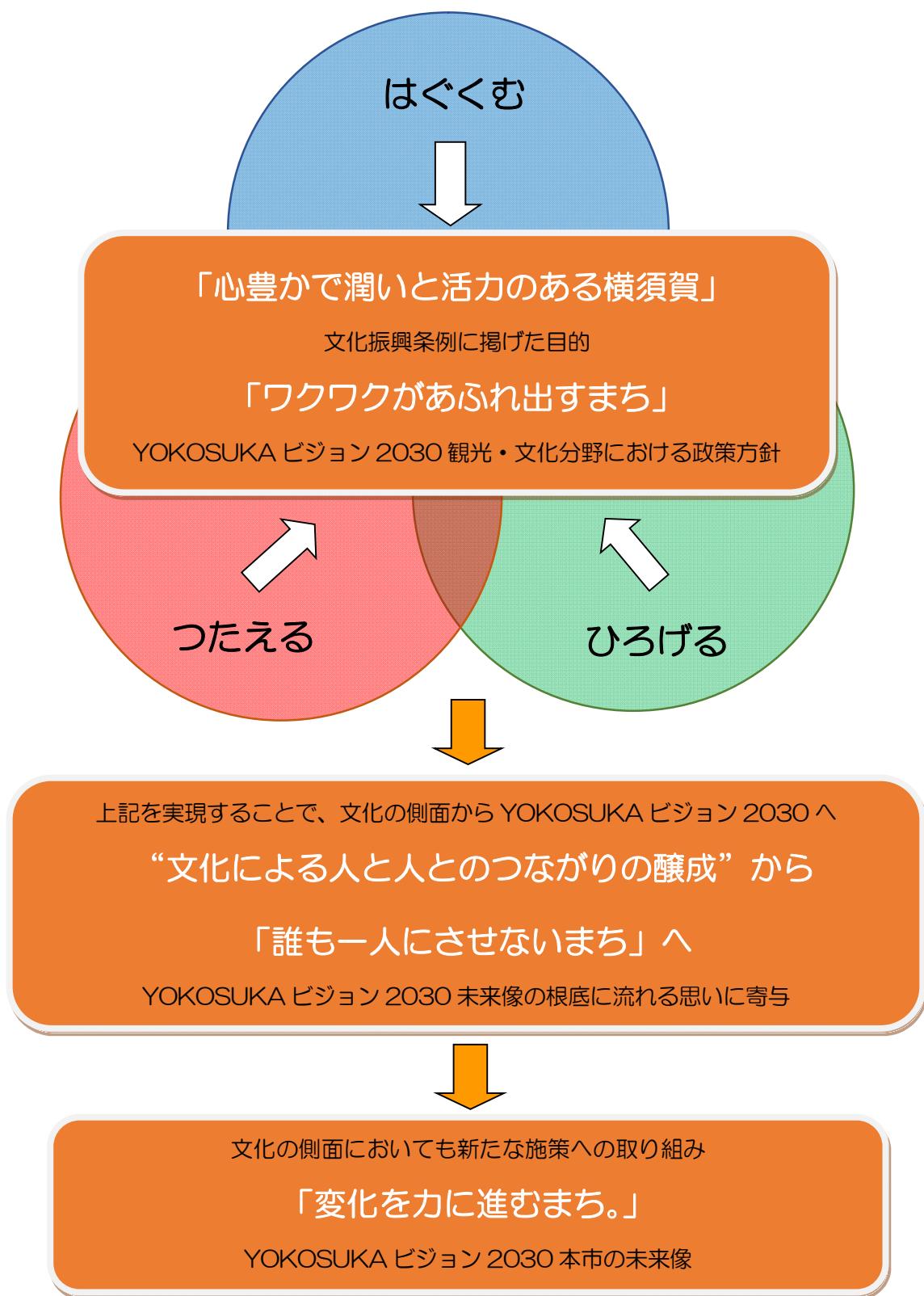
地域の歴史、文化的遺産、伝統的文化、海や緑の自然や歴史的景観などは、私たちが次の世代に伝えていかなければ、途絶え、消えていってしまいます。これらの私たちの貴重な財産を、これから世代に引き継ぐためには、歴史の掘り起こし、文化財などの保存、自然や景観の保全が大切です。

そこで、地域の歴史や文化的遺産を保存し、誰もが親しめるよう普及活動に取り組み、次世代へ継承していきます。

その3 ひろげる ~文化をたのしみながら交流を推進し、情報を発信する~

文化は、経済活動や観光などの交流の拡大に向けての大きな潜在力を持っています。横須賀の地域資源を活用した音楽やエンターテイメントを創出し、様々な世代がたのしみながら、文化による交流を推進します。また、文化・観光の魅力を多くの人に知ってもらうため、効果的に情報発信します。

【イメージ図】 文化振興条例に掲げた目的である「心豊かで潤いと活力のある横須賀」や、YOKOSUKA ビジョン 2030 の観光・文化の分野における政策方針「ワクワクがあふれ出すまち」について文化の側面からの実現に向け、3つの重点がこれに寄与し、更に YOKOSUKA ビジョン 2030 へつながるイメージ図です。



第2章-3 文化振興施策体系

目指すところ 「心豊かで潤いと活力のある横須賀」・「ワクワクがあふれ出すまち」

★の付した施策の展開は、新規や拡充の施策を含んでいます。

施 策 ^{※5}	施策の方向 ^{※6}	施策の展開 ^{※7}
I はぐくむ		
	【文化の担い手の育成と支援】	
	1 市民の文化活動の充実	(1) 市民の文化活動を支援します (2) 優れた芸術文化に親しむ機会を提供します (3) 身近なところで様々な文化活動ができる場を提供します (4) 障害者の文化活動を支援します (5) 文化活動に貢献した市民を表彰します (6) 文化に関する市民の声を反映します
	2 生涯学習の機会の提供	(1) 生涯学習を進める講座等を行います (2) 生涯学習に関する情報を提供します
	3 学校教育における文化活動の充実	(1) 芸術鑑賞や文化的創作活動・表現活動の機会を提供します (2) 多文化共生社会に適応できる国際教育を行います (3) 地域の教育力を活かします
	4 明日の文化の担い手の育成	(1) 子どもたちが文化に親しむ機会を提供します ★ (2) 芸術家、芸術団体や地域の文化活動のリーダーなどを育成します
	5 文化的担い手の支援	(1) 事業者やアーティストなどによる文化活動を支援します ★ (2) 地域の文化活動強化にプロを招いて支援します ★
II つたえる		
	【文化の次世代への継承】	
	1 郷土の歴史や文化的遺産の継承	(1) 郷土の歴史や文化的遺産の掘り起こし、普及や保全・伝承を行います ★ (2) 郷土の歴史や文化的遺産を広く紹介します
	2 地域の身近な歴史や文化の継承	(1) 地域の身近な歴史や文化を再発見し、未来に伝えます ★ (2) 地域の身近な歴史や文化に親しむ機会を提供します ★
	3 景観の保全及び形成	(1) 豊かな自然や歴史的環境と調和した潤いのある景観を保全します
III ひろげる		
	【文化をたのしみながら交流を推進し、情報を発信する】	
	1 文化情報の収集及び提供	(1) 文化活動に関する情報を収集し、提供します
	2 文化による国際交流の推進	(1) 市民の国際文化交流を支援します (2) 姉妹都市などとの国際文化交流を行います
	3 文化による地域間交流の推進	(1) 友好都市などとの文化交流を行います
	4 文化による人々の交流の推進	(1) 文化資源を再認識し、活かします (2) 文化を活かした観光や産業を振興します ★

※5 施策

文化の振興を取り巻く状況の変化や、音楽やエンターテイメントといった要素を融合した新たな計画であることから、「文化の担い手の育成と支援」、「文化の次世代への継承」、「文化による交流の推進と情報発信」の3つに重点をおき、複合的に関わり合いを持たせながら、文化の振興に取り組んでいくこととします（「第2章-2 文化的振興の重点項目」参照）。

※6 施策の方向

文化振興条例で位置づけている基本理念として、文化の振興のために特に配慮し、具現化するために市が取り組むべき基本的な施策の方向性。

※7 施策の展開

施策の方向を実現するための様々な取り組みで、施策を展開するために現在取り組んでいることや、今後実施する代表的な取り組みを例示しています。

なお、文化は多くの領域を包括していることから、1つの取り組みでも複数の施策の展開に該当する施策もあります。

I はぐくむ ~文化の担い手の育成と支援~

文化・芸術に触れる機会の充実と文化活動の支援を図り、文化による潤いを感じられることを目指します。また、未来を担う子どもたちが多彩な文化・芸術に触れ、心が豊かになるような育成を目指します。

1 市民の文化活動の充実

- (1)市民の文化活動を支援します
 - 市民文化祭などの開催
 - 文化活動のコーディネートの実施
 - 市民が行う文化事業に対する後援などの支援
- (2)優れた芸術文化に親しむ機会を提供します
 - 芸術劇場における自主公演事業の実施
 - 美術館展覧会の開催
- (3)身近なところで様々な文化活動ができる場を提供します
 - 学校施設の開放
 - 公共施設を活用したミニコンサートの開催
 - 市役所展示コーナーなどの作品紹介
 - 美術館などのワークショップ等の開催
- (4)障害者の文化活動を支援します
 - 障害者を対象とした音楽教室・創作教室の開催
 - 手話通訳者・要約筆記者の派遣
 - 障害者を対象とした美術館ワークショップなどの開催
- (5)文化活動に貢献した市民を表彰します
 - 後援行事などにおける市長賞の授与
 - 市民表彰での顕彰
- (6)文化に関する市民の声を反映します
 - 文化振興審議会の運営及びパブリックコメント手続の活用



市民文化祭



文化会館での作品紹介

2 生涯学習の機会の提供

- (1)生涯学習を進める講座等を行います
 - コミュニティセンターでの学級・講座等の開催
 - 高齢者の生きがい講座ほか多様な講座の開催
 - 生涯学習センター指定管理者による市民大学講座などの各種講座の開催
 - 学習成果の地域活用事業の実施

(2)生涯学習に関する情報を提供します

- まなびかんニュースの発行及び生涯学習センターホームページの管理運営
- 学習相談の実施

3 学校教育における文化活動の充実

(1)芸術鑑賞や文化的創作活動・表現活動の機会を提供します

- 芸術鑑賞会の開催
- 児童生徒書写作品展・造形作品展の開催
- 中学校演劇発表会・吹奏楽発表会の開催
- 美術館・博物館と学校教育の連携

(2)多文化共生社会に適応できる国際教育を行います

- 外国人英語教員の活用
- 国際コミュニケーション能力の育成
- 横須賀総合高等学校の生徒と海外高校生との交流の推進

(3)地域の教育力を活かします

- 学校教育支援ボランティアの協力
- 伝統行事や産業（キャリア教育）の授業、教育活動充実のための地域人材活用など

4 明日の文化の担い手の育成

(1)子どもたちが文化に親しむ機会を提供します

- 子どものためのファミリーコンサートの開催
- 伝統芸能ワークショップの開催
- 子ども向け文化情報提供の充実
- 子どもの読書活動の推進
- 小冊子「横須賀にゆかりの歴史上の人物」の発行
- 市内小中学校への出前授業



伝統芸能ワークショップ
「日本舞踊に学ぶ‘和’の作法」

(2)芸術家、芸術団体や地域の文化活動の

- リーダーなどを育成します

- 横須賀出身の芸術家などへの支援



市内小学校での出前授業の様子

5 文化の担い手の支援

(1)事業者やアーティストなどによる文化活動を支援します

- 街なかミュージック支援事業

(2)地域の文化活動強化にプロを招いて支援します

- アーティスト村（HIRAKU）創出事業

II つたえる ~文化の次世代への継承~

地域の歴史や文化的遺産を保存し、誰もが親しめるよう普及活動に取り組み、次世代へ継承していきます。

1 郷土の歴史や文化的遺産の継承

(1)郷土の歴史や文化的遺産の掘り起こし、普及や保全・伝承を行います

- 三浦一族・開国期の歴史に関する普及
- ティボディ工邸の展示充実及び周知PR
- ルートミュージアムの活用
(サテライト施設周遊による認識向上など)
- 市民文化資産の保存支援
- ANJINプロジェクト
(ゆかりの地との共同イベントの企画など)
- 重要文化財等の指定及び文化財見学会の実施
- 自然・人文博物館での資料及び文化的遺産の収集・管理・保管・活用
- 美術館での美術品の収集・管理・保管・活用



ルートミュージアムの活用（浦賀ドックバスツアー）

(2)郷土の歴史や文化的遺産を広く紹介します

- 横須賀にゆかりのある歴史上の人物紹介冊子などの発行
- 国際式典の開催

2 地域の身近な歴史や文化の継承

(1)地域の身近な歴史や文化を再発見し、未来に伝えます

- 市民文化資産の保存支援 [再掲]
- ルートミュージアムの活用（サテライト施設周遊による認識向上など） [再掲]

(2)地域の身近な歴史や文化に親しむ機会を提供します

- 民俗芸能大会の開催
- 市内小中学校への出前授業 [再掲]



民俗芸能大会
「虎踊り」（神奈川県指定重要文化財）

3 景観の保全及び形成

(1) 豊かな自然や歴史的環境と調和した潤いのある景観を保全します

- 緑地保全の取り組み
- 里山的環境の保全・再生
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定
- 海辺環境の保全・再生
- 港湾環境保全の取り組み
- 花のボランティア協力による花壇の管理
- 良好な街並み景観形成の推進
- 景観重要公共施設の指定



里山的環境の保全・再生「稲刈り」

III ひろげる ~文化をたのしみながら交流を推進し、情報を発信する~

横須賀の地域資源を活用した音楽やエンターテイメントを創出し、様々な世代がたのしみながら、文化による交流を推進します。また、文化・観光の魅力を多くの人に知ってもらうため、効果的に情報発信します。

1 文化情報の収集及び発信・提供

- (1) 文化活動に関する情報を収集し、提供します
 - 文化に関するホームページの活用
 - 広報よこすか、ポスター掲示などの活用
 - 横須賀市ホームページの活用
 - フェイスブック・ツイッターなどSNSの活用
 - 新聞、テレビ、ラジオ、地域情報紙などのメディアの活用



ティボディ工邸シアターの有料映像キャラクター

2 文化による国際交流の推進

- (1) 市民の国際文化交流を支援します
 - ジャパンフェスティバルなど文化交流の取り組み
 - 国際交流員の採用
 - 多言語による生活情報冊子（Living in Yokosuka）の配布
 - 子どもを対象とした国際交流に関する情報提供の充実
- (2) 姉妹都市などとの国際文化交流を行います
 - 姉妹都市との交流の推進

3 文化による地域間交流の推進

- (1) 友好都市などとの文化交流を行います
 - 三浦半島サミットでの連携など、近隣市町との文化交流の推進
 - 文化団体交流の推進など、友好都市などとの交流の推進
 - ANJINプロジェクト（ゆかりの地との共同イベントの企画など） [再掲]

4 文化による人々の交流の推進

- (1) 文化資源を再認識し、活かします
 - ここヨコホームページ^{※8}の活用
 - 民泊体験（教育旅行の誘致）
 - 地域観光行事・団体への助成・支援
 - 三浦一族をはじめ、文化紹介冊子や散策マップの発行・配布

(2) 文化を活かした観光や産業を振興します

- 10,000mプロムナード（うみかぜの路）の紹介
- よこすか開国祭の開催
- 日米親善よこすかスプリングフェスタの開催
- よこすかみこしパレードの開催
- 横須賀市観光協会の運営補助
- よこすか海軍カレー・スカジャンなどの横須賀グルメ・ファッショニ等への支援
- 「ドル街」^{※9}など横須賀の中のアメリカを意識した取り組み
- メディアスク^{※10}による情報提供
- 横須賀を題材にした映画等への支援
- 地産地消の推進
- 街なかミュージック支援事業【再掲】
- アーティスト村（HIRAKU）創出事業【再掲】
- ルートミュージアムの推進（サテライト施設周遊による認識向上など）【再掲】
- 歴史や文化に新たな光を当てた美術館でのイベント企画
- Sense Island^{※11}など猿島アートプロジェクト



Photo by Naomi Circus @Sense Island 2019

※8 ここヨコホームページ

横須賀集客促進実行委員会による横須賀市の観光情報を紹介するホームページ。正式名称は「ここはヨコスカ」。

※9 「ドル街」

ドブ板通りを中心とした店舗にて、「円」だけでなく「ドル」を使って、支払いができる取り組み。

※10 メディアスク

文化スポーツ観光部プロモーション担当課に設置されている部署。様々なマスマディアを使って、横須賀の情報を発信する。

※11 Sense Island

通常は入ることのできない夜間の猿島を会場とした芸術祭。

第2章-4 文化の振興の指標

ここでは、文化の振興の施策体系に関連した指標を示し、その動向から今後の方向性を掲げました。今後の方向性は、文化は数値で判断することが難しいという観点から数値目標とせず、方向性（↗：向上、➡：維持）を示すこととします。※令和元年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響あり

I はぐくむ～文化の担い手の育成と支援～

1. 市民の文化活動の充実

指 標	市民文化祭の参加者数及び入場者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
参加者数 4,874人	参加者数 4,594人	参加者数 4,911人		↗
入場者数 12,677人	入場者数 10,914人	入場者数 —		

指 標	組曲「横須賀」演奏会の入場者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
1,301人	1,306人	新型コロナの 影響で中止		↗

指 標	「市民音楽のつどい」の参加団体数及び入場者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
参加団体数 12団体	参加団体数 12団体	新型コロナの 影響で中止		↗
入場者数 637人	入場者数 650人			

指 標	「市民合唱のつどい」の参加団体数及び入場者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
参加団体数 57団体	参加団体数 56団体	新型コロナの 影響で中止		
入場者数 1,573人	入場者数 1,564人			

指 標	カジュアルコンサートの入場者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
1,432人	1,528人	新型コロナの 影響で中止		

指 標	横須賀芸術劇場稼働率及び入場者数（大劇場・小劇場）			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
大劇場 87.5% 160,484人	大劇場 80.0% 153,458人	大劇場 32.8% 20,420人		
小劇場 71.5% 45,314人	小劇場 72.0% 35,693人	小劇場 36.5% 7,553人		

指 標	文化会館・はまゆう会館稼働率及び入場者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
文化会館 (大ホール) 77.1% 123,158人	文化会館 (大ホール) 73.8% 125,469人	文化会館 (大ホール) 31.9% 14,937人		
はまゆう会館 (ホール) 64.4% 34,231人	はまゆう会館 (ホール) 66.0% 31,078人	はまゆう会館 (ホール) 30.3% 5,035人		

指 標				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
111,431人	151,431人	48,827人		

指 標				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
延 1,578人	延 1,468人	延 183人		

指 標				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
延 16回	延 15回	新型コロナの 影響で中止		

2. 生涯学習の機会の提供

指 標				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
52.1%	50.9%	33.4%		

指 標				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
13,935人	12,089人	2,359人		

指 標		生涯学習センター利用者数		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
142,333人	126,974人	44,259人		

指 標		市民大学講座の受講者数		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
3,625人	3,400人	1,756人		

3. 学校教育における文化活動の充実

指 標		芸術鑑賞会等の開催回数		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
3回	3回	新型コロナの影響で中止		

指 標		横須賀美術館の学校連携事業の開催回数		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
105回	115回	新型コロナの影響で中止		

指 標		市立高校の生徒と海外高校生との交流人数		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
派遣 15人 受け入れ 24人	派遣 20人 受け入れ 0人	新型コロナの影響で中止		

4. 明日の文化の担い手の育成

指 標	ファミリーコンサートの参加者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
881人	新型コロナの影響で中止	新型コロナの影響で中止		↗

指 標	子どもを対象とした美術館ワークショップなどの開催回数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
17回	10回	4回		→

5. 文化の担い手の支援

指 標	横須賀の街なかをステージとした音楽ライブの開催回数及び動画視聴数 ★			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
—	実施回数 6回 動画視聴数 —	実施回数 5回 動画視聴数 158,871回		↗

Ⅱ つたえる～文化の次世代への継承～

1. 郷土の歴史や文化的遺産の継承

指標	指定重要文化財の指定数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
116件	117件	120件		

指標	市民文化資産の指定数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
23件	23件	24件		

指標	国際式典の参加者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
850人	868人	新型コロナの影響で中止		

指標	「横須賀ゆかりの歴史上の人物」紹介冊子の配布数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
4,000部	4,000部	7,000部		

指標	「知っていますか？横須賀製鉄所」紹介冊子の配布数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
4,000部	4,000部	4,000部		

ティボディ工邸の来館者及びシアター観覧者数 ★				
指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	—	—	今後の方向性
来館者数 59,394人				
観覧者数 7,294人				

2. 地域の身近な歴史や文化の継承

市内小中学校への出前授業の開催回数 ★				
指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	3回	7回	5回	今後の方向性
				

三浦一族研究会の講演会及び講座の参加者数				
指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	815人	662人	313人	今後の方向性
				

横須賀開国史研究会の講演会及び講座の参加者数				
指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	964人	676人	274人	今後の方向性
				

3. 景観の保全及び形成

横須賀エコツアーオの開催回数及び参加人数				
指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	回数 810回 人数 延 19,198人	回数 534回 人数 延 12,486人	回数 189回 人数 延 2,978人	今後の方向性
				

指 標		里山自然体験会・観察会の開催回数及び参加人数		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
回数 3回 人数 延 100人	回数 6回 人数 延 290人	回数 6回 人数 延 311人		

Ⅲ ひろげる ~文化をたのしみながら交流を推進し、情報を発信する~

1. 文化情報の収集及び提供

指 標	スカナビ①（横須賀観光インフォメーション）利用件数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
12,571人	19,205人	3,881人		

指 標	生涯学習センターにおけるYokosukaまなび情報の登録・紹介件数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
登録 667件 紹介 808件	登録 652件 紹介 607件	登録 614件 紹介 350件		

2. 文化による国際交流の推進

指 標	国際文化交流事業の参加者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
2,251人	2,129人	97人		

指 標	姉妹都市（コーパスクリスティ市、プレスト市、メッドウェイ市、フリマントル市）との交換学生数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
派遣 7人 受け入れ 6人	派遣 7人 受け入れ 7人	新型コロナの影響で中止		

3. 文化による地域間交流の推進

指 標	友好都市「会津若松応援団」の団員数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
32団体	32団体	32団体		➡

4. 文化による人々の交流の推進

指 標	よこすか開国祭の来場者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
197,000人	172,500人	新型コロナの影響で中止		↗

指 標	よこすかみこしパレードの来場者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
47,000人	26,500人	新型コロナの影響で中止		↗

指 標	日米親善よこすかスプリングフェスタの来場者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
35,000人	新型コロナの影響で中止	新型コロナの影響で中止		↗

指 標	日米親善ベース歴史ツアーの参加者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
533人	546人	44人		↗

指 標	よこすかカレーフェスティバルの来場者数			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
53,000人	65,000人	新型コロナの 影響で中止		

指 標	アーティスト村（HIRAKU）創出事業における居住芸術家の誘致数 ★			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
1人	1人	2人		

指 標	猿島アートプロジェクトの参加人数 ★			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	今後の方向性
—	5,817人	新型コロナの 影響で中止		

資料

1 文化振興条例

2 文化芸術基本法

1 文化振興条例

平成 19 年 3 月 29 日公布
条例第2号

文化振興条例（昭和60年横須賀市条例第26号）の全部を改正する。

わたしたちの横須賀は、三方に豊かな海が広がり、縁豊かで景勝に優れ、この中で先人たちは、旧石器時代の昔からこんにちまで平和で安全な、より良い暮らしを求めて努力してきました。

また、鎌倉幕府の創設に貢献した三浦一族の活躍、近代文明の幕開けとなったペリーの浦賀来航、さらに近代工業発展の礎となった横須賀製鉄所の開設に始まるわが国有数の海軍のまちとしての発展など、横須賀は、いく多の場面で時代の先駆けの舞台となるとともに、人々はこんにちまで日々の生活でのさまざまな困難を乗り越えてきました。

こうした歴史と伝統は、豊かな文化を築く風土としての役割を果たし、地域に活力を生み、新たな文化を創造し、継承していく精神のよりどころとなっています。

文化は、生活に心の豊かさや潤いをもたらすとともに、市民相互の理解と信頼を深め、活力ある地域社会の実現にかけがえのないものです。

文化が創造され、享受できる環境が整えられるとともに、市民一人ひとりが文化の担い手として、主体的にその役割を果たすことが求められています。

横須賀に住む人、横須賀で活動する人と団体や事業者、横須賀を訪れる人、こうしたすべての市民の手によって、これまで培われてきた文化的土壤に、新たに文化の種がまかれ、育てられ、その果実が次世代に受け継がれていかなければなりません。

市民と市が協働して、新たな文化を創造し、さらに未来へ引き継ぐための道しるべとして、ここにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民（本市に在住し、在勤し、在学し、又は来訪する者及び事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。）と市が協働して推進する文化の継承、発展及び創造（以下「文化の振興」という。）に関する基本的事項を定め、その総合的かつ効果的な推進を図り、もって心豊かで潤いと活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性が尊重されるものとする。

2 文化の振興に当たっては、市民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを表現する機

会等の充実が図られるものとする。

- 3 文化の振興に当たっては、文化を担う人材の育成が図られるものとする。
- 4 文化の振興に当たっては、多様な文化の保護が図られるものとする。
- 5 文化の振興に当たっては、歴史や地域性を生かし、その推進が図られるものとする。
- 6 文化の振興に当たっては、市の内外に広く文化を発信し、文化を通じての交流が図られるものとする。
- 7 文化の振興に当たっては、市民の意見が反映されるよう十分配慮されるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、自らが文化の担い手であるとの認識のもと、主体的にその活力と創意を生かして、広く文化の振興に努めるものとする。

(市の役割と責務)

第4条 市は、自らも文化の担い手として、文化の振興のため、文化的視点に立って施策の推進に努めるものとする。

- 2 市は、文化の振興を図るための施策（以下「文化振興施策」という。）の体系を明らかにするとともに、行政組織間の連携を図り、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。
- 3 市は、市民が文化の振興に取り組むことができるよう配慮するとともに、市民との協働により文化振興施策を推進するよう努めるものとする。

(芸術等の振興)

第5条 市は、芸術、伝統芸能、生活文化等の各分野の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域文化の振興)

第6条 市は、歴史、文化的遺産及び伝統的文化が将来にわたり継承され、活用されるように、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市民の文化活動の充実)

第7条 市は、青少年、高齢者、障害者等、広く市民が行う文化の振興に関わる活動（以下「文化活動」という。）の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、生涯学習が文化の振興を支える重要な活動ととらえ、市民に学習の機会を提供するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、学校教育における文化活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるも

のとする。

- 4 市は、市民の文化活動の充実に資する情報を収集し、及び提供するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化による交流の推進)

第8条 市は、多くの外国人が居住し、かつ、国内外の様々な都市との歴史的ゆかり等を有する環境を生かし、文化を通じた国際交流及び地域間交流を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、文化を地域発展のための資源として活用し、人々の交流の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の文化活動を担っていく人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動の場の充実)

第10条 市は、公共施設を文化活動の場としての活用を図るとともに、施設の充実に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(景観の保全及び形成)

第11条 市は、文化的視点に立ち、自然環境及び地域の歴史的景観の保全をし、並びに周囲と調和のとれた景観を形成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市民文化資産の指定等)

第12条 市長は、別に法令等に定めがあるものを除き、文化の振興に資すると認められるものを、市民文化資産として指定することができる。

- 2 指定を受けた市民文化資産は、保存に努めるとともに、可能な限り公開及び活用を図り、又は伝承に心掛けるなど文化の振興に資するよう努めるものとする。

(審議会)

第13条 文化の振興の基本的事項に関し、市長の諮問に応するため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の文化振興条例（以下「旧条例」という。）

第7条第1項の規定により設置された横須賀市文化振興審議会は、この条例第13条第1項の規定により設置する審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第7条第2項の規定により横須賀市文化振興審議会の委員に任命されている者は、この条例第13条第2項の規定により審議会の委員に任命された者とみなす。

2 文化芸術基本法

(平成十三年法律第百四十八号)

(平成十三年十二月七日公布)

目次

前 文

第一章 総則（第一条～第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条～第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附 則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有

の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければ

ばならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならぬ。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、

展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るために、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るために、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るために、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るために、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るために、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るために、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に

関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下の条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成三〇年六月八日法律第四二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月七日法律第二六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。